令和3年度 第3回名古屋市日中サービス支援型グループホーム運営評価会議 評価結果(令和4年2月2日から令和4年3月29日書面開催)

(定期評価)

法人名称	株式会社マザーズ
事業所名称	NEXUS 池花
事業所所在地	名古屋市北区池花町 225 番地
評価結果	下記の内容に留意し、適切な事業運営を実施されたい。
	 ・日中サービス支援型グループホームの対象と想定されている方の入居を促進し、そのための職員のマンパワー及び環境状況の設定に取り組むこと。 ・ショートステイの利用者を受け入れる際は、利用状況等を考慮し、他の利用者の生活に支障がないよう努力すること。 ・意思確認、意思決定の支援は必須であることから、できる限り利用者本人の意思をくみ取る調整を行うこと(特に入居に関する意思決定支援は必須)。また、利用者の意思決定が困難な場合の対応について、関係者が協議して利用者にとっての最善の利益を判断することができるような仕組みをつくること。 ・受け入れの体制について再検討を行うこと。当事者及び関係者からの直接的な面談等による情報収集を丁寧に行うことで、リスク及び必要な支援方法を共有した上で、受け入れができるように体制を強化すること。(令和4年7月15日追記) ・基幹相談支援センター、相談支援事業所との連携を強め、自立支援協議会にも積極的に参加するなど対象区域(北区)での地域との関係づくりに努めること。 ・強度行動障害の方や医療的ケアの必要な方の受入れについては、環境面だけでなく対応する職員の支援力等が求められる。関係機関と連携し十分な配慮と対応を行うこと。 ・利用者の障害特性に応じた支援のための必要な視点に関する研修 ・管理体制を継続し、採用時から質の担保を図ること。

- ・管理者に対する事業運営管理の原則及び手法に関する研修体制を整え、管理運営を徹底すること。(令和4年7月15日追記)
- ・ややもすると受け身になりやすい(受動型の)精神障害の利用者に対して法人の社会資源による自己完結的な支援が見受けられる。特に若年の方や症状が固定された精神障害の方に対しては精神医療、精神科リハビリテーションの視点から適切な評価、支援が行われるよう関係機関と連携し、計画を査定しながら支援にあたること。
- ・訪問看護等個別の支援を入れる場合は、利用者本人が理解できるように説明すること。また、それらの支援に対する効果 測定の実施を検討すること。
- ・利用予定が精神障害と強度行動障害の利用者となっているので、各々の緊急時の対応の流れや方法について、利用者の権利が害されることがないよう常に点検、修正、必要な方法についての教育に心がけること。
- ・事故発生時の対応の仕組みを職員間で共有し、徹底を図ることで、事故発生に対する意識を高め、人権侵害という結果を 生まないように徹底すること。(令和4年7月15日追記)
- ・「身体拘束が必要な状況となった場合は、ご家族をはじめ、医療機関、相談支援機関などに相談しながら、事業所での対応を行っていきます。」と回答をいただいているが、やむを得ず身体拘束を行わなければならないことが想定される方を受け入れる場合は、事前にそのような場合はどのように対応するかを個別支援会議等において組織として慎重に検討する必要があるとされている。そして、その検討内容を支援にかかわる職員への周知したうえで、支援にあたること。
- ・身元保証人を求める理由の整理を行い、既存の制度やサービスで対応ができないか再度検討すること。また、身元保証サービスの利用を勧める場合は、利用者の契約能力等に十分配慮し、利用者が適切に身元保証サービスを選ぶことができるよう情報提供を行うなどの支援を行うこと。